

徳島市監査委員告示第14号

令和4年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和5年5月1日

徳島市監査委員	尾	田	正	則
同	藤	原		晃
同	土	井	昭	一
同	武	知	浩	之

選管発第2号
令和5年4月17日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 内 藤 佐和子

令和4年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果（令和5年3月31日報告分）に基づく措置状況

選挙管理委員会事務局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
1 支出事務 (1) 支出負担行為書において、財政課長への合議ができていないものがあった。	1 支出事務 (1) 当該支出負担行為書については、直ちに財政課長の合議を受けました。今後は事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を行うよう徹底します。
2 契約事務 (1) 契約書に貼付された収入印紙の額が誤っているものがあった。	2 契約事務 (1) 当該契約書については、直ちに適正な金額の収入印紙を貼付しました。今後は印紙税法に基づき、適正な事務処理を行うよう徹底します。